

神勞発総 0617 第 1 号
平成 28 年 6 月 20 日

公益社団法人
神奈川労働安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長



電子申請及び労働保険の口座振替制度の利用促進について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請に関しては、平成 22 年 1 月から総務省による「電子政府の総合窓口」電子申請システム（e-Gov）に統合され、利用度の高い行政手続については電子申請が可能となり、厚生労働省でも政府のオンライン利用拡大行動計画において、労働保険・社会保険の手続きを重点手続の一部として掲げております。

電子申請は、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口に行くことなく、24 時間、365 日手続きが可能であり、平成 28 年 1 月からは、事業主等の個人のマイナンバーカードを用いることで、電子証明書を無料で取得することも可能となりました。当局としても、電子申請の利用を促進するため、別添のリーフレットのとおりに、労働保険の電子申請体験コーナーを設置する等の取組を行っているところであります。

つきましては、電子申請の利用促進について、貴会の御理解、御協力を賜りますとともに、別添のリーフレットを活用した貴会会員の皆様方への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、現在、労働保険の年度更新の期間中であり、会員の皆様にはこれから手続を行っていただくこととなりますが、申告書の電子申請とともに、労働保険料の口座振替制度をご利用いただくことで、金融機関などの窓口に行くことなく、翌年度（納期）以降も継続して口座振替によって納付することができます。振替手数料も要せず、第一期の納付期限が最大約 2 か月延長される制度となっておりますので、電子申請とともに貴会会員の皆様にご利用を賜りますようお願い申し上げます。

神奈川労働局からのお知らせ

労働基準監督署やハローワークの手続きは オンライン申請をご活用ください

「電子政府の総合窓口（e-Gov：イーガブ）」の電子申請システムを利用すると、会社からインターネットを使って、24時間365日、いつでも手続きができます。詳しい方法は、次の窓口にご確認ください。

労働保険電子申請体験コーナーを設置

横浜南労働基準監督署労災課：電話045-211-7376

（横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階）

労働局：電話045-650-2803又は2864（6、7月のみ）

労働保険徴収課適用1、2係

（横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル9階）

デモンストレーション用の端末を設置しましたのでご利用ください。

主な申請

- 労働保険料を申告する……労働保険料申告書
- 会社を設立した……労働保険関係成立届
- 会社の名称、所在地を変更した……名称、所在地等変更届

神奈川労働局 労働基準監督署・ハローワーク

監督署関係

- ・会社の設立
適用事業報告
- ・残業や休日出勤
時間外労働・休日労働に関する協定届
- ・就業規則の作成
就業規則（変更）届
- ・健康診断の実施
健康診断結果報告書
など

ハローワーク関係

- ・新たな社員の採用
雇用保険被保険者資格者取得届
- ・社員の退職
雇用保険被保険者資格喪失届
- ・社員の転勤
雇用保険被保険者転勤届
- ・社員の雇用の継続
高齢者雇用継続給付金支給申請書
育児休業給付金支給申請書
介護休業給付金支給申請書
など

労働基準関係の窓口 労働基準部監督課 045-211-7351
ハローワーク関係の窓口 職業安定部職業安定課継続給付係 045-650-2800

Q1 電子申請には電子証明書が必要と聞きましたが？

A1 初めて電子申請を行う場合には、電子証明書の取得が必要となります。

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象(個人・法人)が限られたり、対応可能手続が異なる場合もあります。詳しくは、e-Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

Q2 電子証明書にマイナンバーカードが利用できると聞きましたが？

A2 マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得手数料がかかりません。

マイナンバーカードには、電子証明書が標準で搭載されていますので、無料で電子証明書を取得できます。

詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

法人であることの属性証明を有した電子証明書を取得していない法人事業主であっても、事業主個人あるいは同一企業内に属する事業主が指定する者のマイナンバーカードの電子証明書による申請が可能となっています。

(参考マニュアル)

○オンライン申請ガイドブック

<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

○労働保険関係手続、雇用保険手続マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

労働保険料の納付は、ゆとりの口座振替で!

1. 口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

メリット

- 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができるため、納め忘れる心配がありません。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成28年7月11日	平成28年10月31日	平成29年1月31日
口座振替納付日	平成28年9月6日	平成28年11月14日	平成29年2月14日
ゆとり日数	57日	14日	14日
口座振替申込期限	平成28年2月25日	平成28年8月15日	平成28年10月11日

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

- 注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局にてご確認ください。
- 注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご注意ください。
- 注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。
- 注4 年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

3. 通知

- 申込み手続が完了した方に、振替が開始される納付日の2ヶ月程度前までに、登録情報の確認通知をお送りします。
- 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- 納付日から1ヶ月程度で振替結果通知をお送りします。

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

機械処理をしますので、枠内への数字の記入は、上記の「標準字体」でも願います。

事業主金融機関→都道府県労働局
都道府県労働局保存用

3 1 6 3 7

労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書

労働保険特別会計歳入徴収官 殿

私が納付する労働保険料等について、今後納期が到来するものを口座振替により納付を希望しますので、納付額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

取扱金融機関 御中

労働保険特別会計歳入徴収官から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私名義の預金から口座振替により納付を希望しますので、下記事項を確約のうえ依頼します。

- 1 預金の支払手段については、当座勘定振込書又は預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の振出などいたしませんので、貴店所用の方法で処理してください。
- 2 預金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返送されても異議ありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 4 この口座振替契約を変更・解除する場合には、私から貴店及び都道府県労働局の労働保険特別会計歳入徴収官あて文書により通知します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

1 指定預金口座 【機械処理をしますので、数字は枠からはみ出さないよう記載してください。】

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	※右詰で空欄は0をご記入ください
<input type="text"/>	<input type="text"/> 支店	<input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座	<input type="text"/>	
口座名義(カナ)	※濁点は「文字」としてください。		金融機関コード・店舗コード	
<input type="text"/>			<input type="text"/>	
口座名義(カナ)(続き)			データ指示コード	
<input type="text"/>			<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更	
口座名義(漢字)	<input type="text"/>			金融機関への届出印
<input type="text"/>				
労働保険番号				
都道府県	所管	管轄	基 幹 番 号	枝 番 号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※太枠内の項目に、漏れなく記入・押印してください。

2 振替納付期日

納付の最終日（休日の場合は混営業日）。ただし、納付の日が納付期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店に納付書が到達した日から2取引日を経過した日（到達した日から4日目をいう。）まで。

振替開始(希望)納期
平成 年度 期分から
提出年月日
平成 年 月 日

- ※この申込用紙は、取扱金融機関の窓口へ提出してください。
- ※指定預金口座については、原則として、都道府県労働局にお届けの事業所名または代表者氏名と同一名義の預金口座をご指定ください。
- ※振替開始(希望)納期からの振替が間に合わない場合、都道府県労働局からご連絡します。

事業主	電話番号 ※左詰 ハイフン不要	<input type="text"/>
	住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
	名称	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>

1ここから下は記入しなくて構いません

	決裁	審査	入力	入力年月日		
都道府県労働局 使用欄					金融機関 確認印欄	